

都市ガスの需給対策の対応状況について

2022年 11月22日

資源エネルギー庁

都市ガスの需給対策の概要

- 9月にとりまとめた「都市ガスの需給対策」についての対応状況は以下の通り。

供給対策

- 都市ガスの需給ひっ迫を避けるため、供給対策に万全を期することが重要。

(1) LNGの調達と事業者間の融通

- ・電気・都市ガスの事業者間融通の枠組み設置
- ・公的枠組みによる都市ガス用LNGの調達の仕組み

➡ ガス事業法改正による措置（資料3-2）

(2) 調達に対する国の支援等

- ・産ガス国への働きかけ、上流開発支援等
- ・都市ガス事業者への金融支援、需要家支援等の検討

(3) 都市ガス事業者による代替調達・融通の事前準備

需要対策

(1) 経済DR・経済インセンティブの活用

- ・ビジネスベースでの活用について最大限の取組

(2) 代替エネルギー等の活用

(3) 都市ガス使用の節約の要請

- ・都市ガス需要家に自主的な節約を要請
- ・節約メニュー等の情報や事例を提供

(4) 個別の需要抑制の取組

- ・小売事業者から個別の需要家に対し、更なる需要抑制を要請
- ・国による最終的な需給調整のための規制的手段の整備

➡ ガス事業法改正による措置（資料3-2）

(5) 事業継続計画（BCP）の準備

中期課題等

(1) 需給ひっ迫に備えた調達・在庫等のあり方の検討

(2) 合成メタン・バイオガス・水素等の導入促進

- ・CNの目標に加え安定供給の観点からも導入促進

(3) 省エネルギー等の推進

- ・LNG削減のため省エネや省エネ機器の開発・普及を推進

(4) 小売競争政策等への需給対策の視点の反映

- 1. 供給対策**
2. 需要対策
3. 中期的な対策・検討課題

供給対策について

「都市ガスの需給対策について」の記載	対応状況
<p>(1) LNGの調達と事業者間のLNG融通</p> <p>② 事前の追加的なLNG調達</p> <p>民間事業者が予め追加的にLNG調達を行うことを補完する仕組みや国の関与のあり方の検討が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 経済対策において、LNG調達に対する国の関与を高め、余剰在庫の戦略的確保を支援する旨言及。● 事前の追加的な調達を可能とする仕組みについては、中期的な課題としてガスWGで検討。
<p>③ 公的枠組みによる都市ガス用LNG調達の仕組み</p> <p>都市ガスについても、民間事業者によるLNGの調達が困難な場合において、国が民間事業者に代わり、調達について一定の役割を果たすことができる仕組みの導入を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none">● ガス事業法を改正。経産大臣がJOGMECに対してLNG調達を要請できる規定を措置。(資料3-2)
<p>④ 事業者間の原燃料融通の枠組みの整備</p> <p>LNG在庫がひっ迫している特定の事業者に対する他の事業者からのLNGやガスの融通について、事業者間や業界を越えた融通を円滑に行うための検討を進めることが重要。</p> <p>事業者間や業界を越えた融通の実務等について、国と関係事業者が実効的な検討の枠組みを整備することが適当。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 原燃料が途絶した場合の地域内融通を円滑に行うための、電力・ガス事業者による地域ごとの安定供給協議会を構築し、第一回を実施。● 国が事業者間の融通の仲介を行う全国連携のスキームを構築し、官民連絡会議を実施。
<p>(2) 調達に対する国の支援等</p> <p>国は引き続き、LNG調達のための産ガス国への働きかけや上流開発の支援等に取り組むことが重要。</p> <p>LNG契約における仕向地条項については、緊急時の国内融通の観点からも緩和・廃止が重要。日本企業の要請に応じ引き続き必要な取組を行う。</p> <p>スポットのLNG価格が高騰している場合の、スポットによる代替調達に伴う国内への影響に配意し、都市ガス事業者への金融支援や需要家支援等を検討することが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 豪州、マレーシア等の産ガス国・国営企業に働きかけを実施。● アジア各国とのLNGの協力に関する覚書締結● JBICによるLNG輸入に関する融資制度● 現在のガス料金高騰に対して、緊急支援交付金、重点支援地方交付金、ガス料金の激変緩和策を実施
<p>(3) 都市ガス事業者による事前の準備</p> <p>代替調達等が必要になった場合に円滑に実施できるよう事前準備を講じることが重要。</p> <p>供給対策に関して「万が一の備えとして予め整理しておくことが望ましい事項」について、都市ガス業界団体がガイドラインを作成することが期待。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 日本ガス協会において、大規模原料供給途絶時の対応ガイドラインを改定。

(1) LNGの調達と事業者間のLNG融通

② 事前の追加的なLNG調達

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（10月28日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

(1) 危機に強いエネルギー供給体制の構築

今回のロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー市場の混乱や国際的な供給不安を目の当たりにし、我が国のエネルギー供給体制やエネルギー安全保障強化の必要性が改めて明らかになった。また、エネルギー価格の高騰と円安の進行が相まって輸入物 価の上昇を通じ、過去最大規模の海外への所得流出をもたらしている。

国際関係や国際商品市況の影響を過度に受けない経済構造へと転換すべく、エネルギーの安定確保とともに、企業・家庭の省エネ 対策の抜本強化やゼロエミッション電源の最大限の活用等により、化石燃料の海外依存を引き下げ、危機に強いエネルギー供給体制を構築していく。

このため、足元の対応として重要となる燃料調達の強化を図るため、LNG調達に対する国の関与を高める。アジア諸国との連携強化を進めつつ、余剰在庫の戦略的確保を支援する。

業界を超えた原燃料融通の枠組みの方向性について

- 今後、原燃料途絶等により需給ひっ迫が顕在化した際の電力・ガス共通の対応として、地域の事業者間での連携枠組みと、全国での連携枠組みについて、以下の通り整理してはどうか。
- また、以下の「枠組み」と整合するよう、燃料ガイドラインや大規模途絶時ガイドラインも改定することとしてはどうか。

<p>地域連携 スキーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同基地を有している、基地間の距離が近い、導管によりガスを送ることができる電力・ガス事業者間を中心に、LNG安定供給協議会（仮称）を地域ごとに立ち上げ、原燃料途絶が発生した際等にまずは地域内の融通が円滑に実施できるよう、事業者間で必要な連絡・協力体制等を構築する。 <p>※地域連携スキームを介さず、直接地域内外の事業者間で融通を行うことを妨げるものではない。</p>
<p>全国連携 スキーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別事業者の取組や地域連携スキームでも対応できない緊急時として、以下のような事態を想定。 <ol style="list-style-type: none"> ① 紛争・事故等による大規模かつ多数の事業者に影響が及ぶ原燃料供給途絶が発生した場合 ② 原燃料モニタリングを通じて、全国的な在庫の減少が確認され、電力・ガス需給の逼迫が予想された場合 ③ その他これらに準ずると資源エネルギー庁が判断した場合 ● 資源エネルギー庁は、必要に応じ、電力・ガス需給と燃料（LNG）調達に関する官民連絡会議又は同作業部会を開催し、電力・ガス需給や燃料を取り巻く状況について情報共有の上、安定供給への協力を要請する。 ● 事業者は、原燃料ひっ迫が生じ、追加調達が間に合わない場合は、随時、資源エネルギー庁に融通の要請を行う。資源エネルギー庁は、原燃料モニタリングを通じて把握した各社の調達状況や在庫状況を基に、融通余力がある事業者を仲介する。 ● 要請した事業者及び仲介を受けた事業者は、相対交渉に基づき、可能な場合は原燃料の融通を実施。その際、融通に関する価格や費用については事業者間の協議により決定されるものとする。

※このほか、連携スキームを補完するものとして、資源エネルギー庁による原燃料モニタリングを実施する。（ガスについては、基本的に平時の原料モニタリングは要さないが、緊急時が予想される場合等、資源エネルギー庁が必要と判断した期間においてモニタリングを実施する。）

※ガスについては、改定後の大規模途絶時ガイドラインを対外公表可能な範囲で公表する。

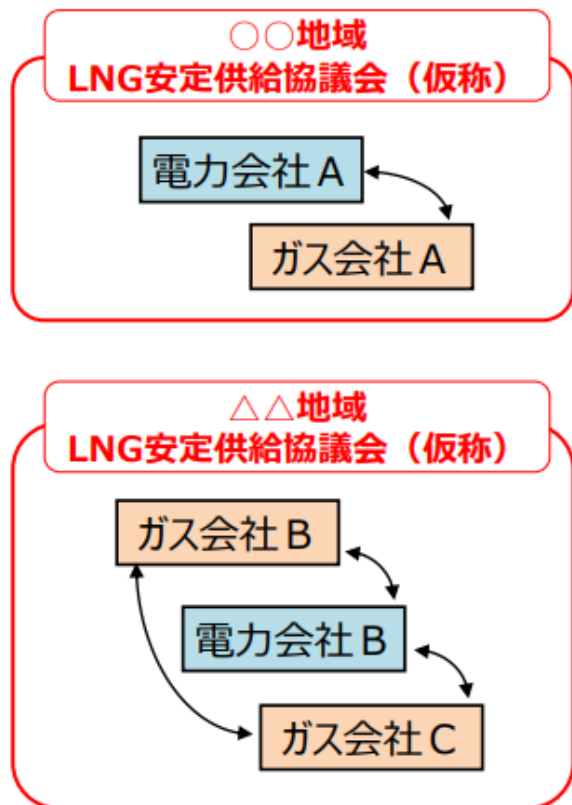
【参考】業界を超えた原燃料融通の枠組みのイメージ

低

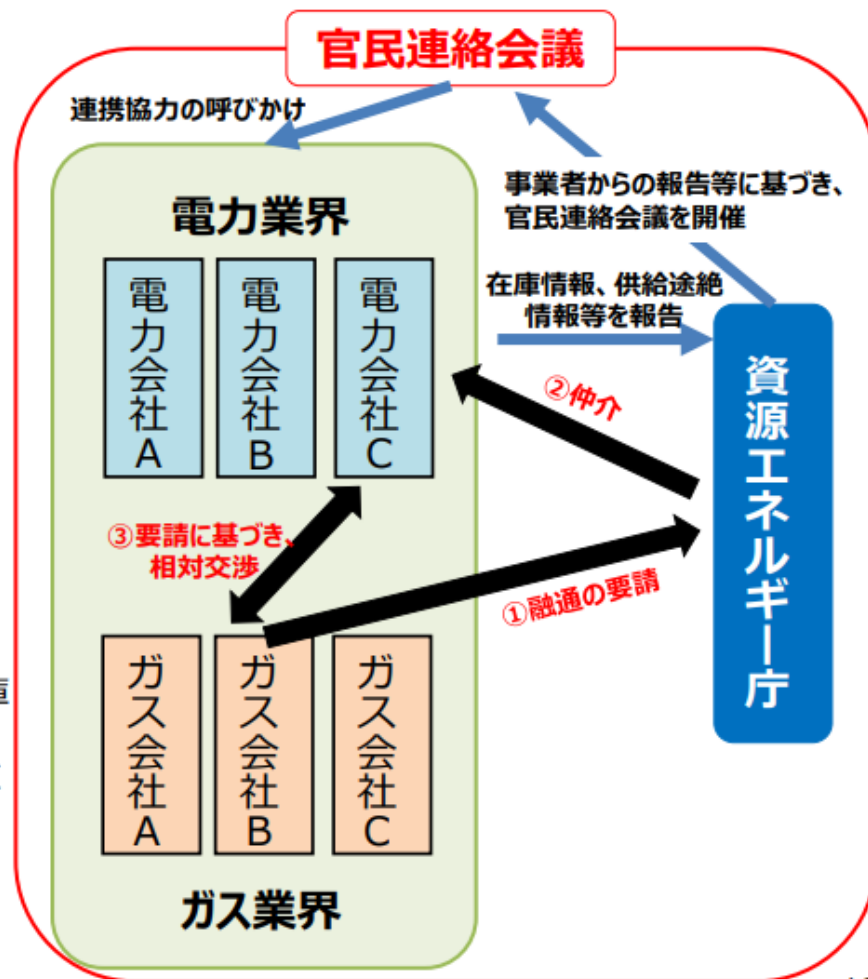
原燃料途絶等の深刻度

高

<地域連携スキーム>



<全国連携スキーム>



- ① 紛争・事故等による大規模供給途絶
- ② 全国的な在庫の減少
- ③ その他これらに準ずる場合

※地域ごとの連携体制は、共同基地を有している、基地間の距離が近い、導管によりガスを送ることができる電力・ガス会社間の連携を想定。

連携体制は平時から構築しておく。

(2) 調達に対する国の支援等

直近の産ガス国等への働きかけやアジア各国とのLNGの協力について

- LNGに関して海外要人との会談やアジア各国との覚書締結等を実施。

【会談等実績】

2022年

- 11月16日 タイエネルギー省との間でLNG分野における協力覚書に署名
- 11月14日 西村経済産業大臣と豪州・キング資源大臣兼北部豪州担当大臣との会談
- 10月31日 中谷経済産業副大臣とUAEジャーベルADNOC CEO兼産業・先端技術大臣兼日本担当特使との会談
- 10月28日 西村経済産業大臣とマレーシア・ペトロナス社タウフィックCEOとの会談
- 10月26日 シンガポール貿易産業省との間で「LNG分野及びエネルギー・トランジションの協力促進に関する協力覚書」に署名
- 9月29日 第11回LNG産消会議を開催
マレーシア・ペトロナス社との間でLNG分野での協力に関する覚書に署名
- 9月 7日 西村経済産業大臣とオマーン国・ウーフィーエネルギー鉱物資源大臣との会談

(2) 調達に対する国の支援等 都市ガス事業者への金融支援の検討

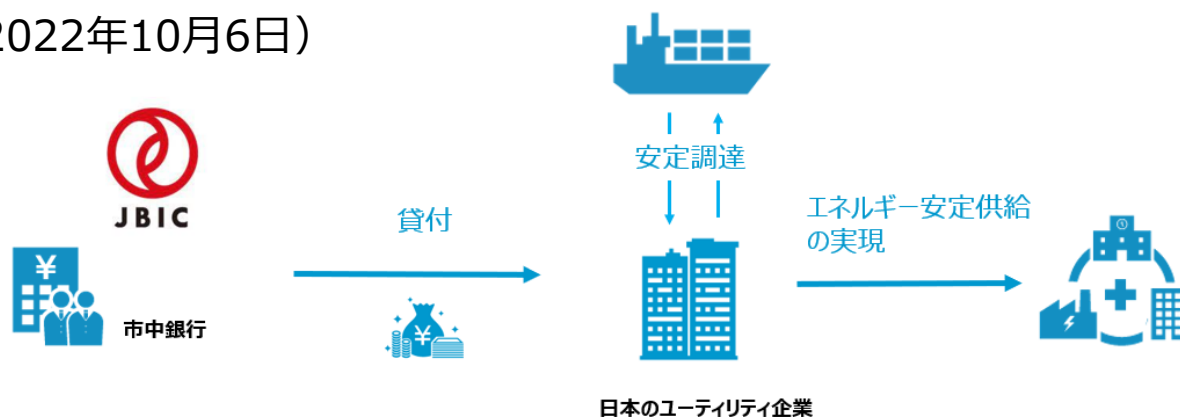
- LNG調達事業者に対して、現在、次のような支援を実施。

JERAに対してLNG輸入資金を融資

本邦エネルギー会社によるLNG安定調達を支援

1. 株式会社国際協力銀行は、本日、株式会社JERAとの間で融資金額1,300億円の貸付契約に調印しました。本融資は、民間金融機関との協調融資により実施するものです。
2. 本件は、JERAが液化天然ガス（LNG）を輸入するために必要な資金を融資するものです。資源価格の上昇が継続し、電力の安定供給が日本の国民生活や経済活動にとっての喫緊の課題として認識される中、ガス火力発電用燃料としてのLNGを安定的に調達することが従来にも増して重要となっています。
3. 本件は、JERAに対するLNGの輸入支援を通じて、日本への安定的なエネルギー供給を確保することで、電力の安定供給に繋げるものです。
4. JBICは今後も、日本の公的金融機関として、日本企業が行う重要資源の安定的な確保への取組みを積極的に支援し、日本のエネルギー安全保障に貢献していきます。

出典：JBICプレスリリース（2022年10月6日）



(2) 調達に対する国の支援等 需要家支援等の検討

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する給付金（1世帯あたり5万円）を支給。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

（新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の増額・強化）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化。

新たな総合経済対策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- 都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する。

➤ 家庭及び都市ガスの年間契約量が1000万m³未満の企業等に対して1m³あたり30円の支援を行う。

1. 供給対策
2. **需要対策**
3. 中期的な対策・検討課題

需要対策について

「都市ガスの需給対策について」の記載

対応状況

(1) 都市ガス事業者側の取組

① 経済DR・経済インセンティブの活用

都市ガス事業者は、経済DR等について、ビジネスベースでの活用に最大限取り組むことが求められる。都市ガス事業者は、既存の電気のサービス内容にとらわれることなく、都市ガス事業の特徴を踏まえた内容を検討すべき。

- 各ガス小売事業者において対応を検討。

(2) 代替エネルギー等の活用

LNG(都市ガス)から別のエネルギーや手段を活用することも検討されるべき。

LPガスについては、供給側である都市ガス事業者側においても利用可能性を検討することが重要。

- 需要家側において検討。
- 都市ガス事業者側においてLPガスの利用可能性を検討。

(3) 都市ガス使用の節約の要請

③ 需給ひっ迫の状況を需要家に伝えるための情報提供のあり方

需要対策が必要となる特別な状況においては、国が全国的なLNGの需給状況を把握し、需要家に対して、全体的なひっ迫の程度を伝えるための情報を発信。

LNG受入基地の在庫がタンクの運用下限に達するおそれがある場合には、ガス導管事業者が、LNG調達事業者等から必要な情報の提供を受け、需要家にガスの使用量の削減を促すための情報提供を行う。

- 国、日本ガス協会、関係事業者間で実務的な検討を行い、準備を進める。

④ 都市ガスの節約アイデア等の情報提供等

国、都市ガス業界団体、都市ガス事業者がWebサイトで節約のアイデア・手法について情報発信するとともに、都市ガス業界団体、都市ガス事業者により、更なる節約事例の提供の充実を図ることが重要。

- 資源エネルギー庁ホームページで提供する家庭用の省エネメニューの資料に新たに「ガスの省エネメニュー」を設け、事例紹介。
- 日本ガス協会、都市ガス事業者において、ホームページでの情報や節約事例を提供予定。

(4) 個別の需要抑制の取組

ガス小売事業者から個々の需要家に対し、個別に需要の抑制を要請。

- 各ガス小売事業者において、万が一の実施に備えて準備。
- 国による協力要請や情報提供のあり方を検討。

国による最終的な需給調整の手段として、必要最小限度の規制的手段の整備を検討。

- ガス事業法を改正。経産大臣によるガスの使用制限の命令等を措置。(資料3-2)

(5) 事業継続計画(BCP)の準備

- 各需要家において今後対応。

(3) 都市ガス使用の節約の要請 節約メニュー等の情報や事例を提供

- 資源エネルギー庁ホームページの省エネポータルサイトにおいて、冬季の省エネ・節電への協力を呼びかけ。
- 新たに「ガスの省エネメニュー」の欄を設けて、具体的な省エネメニューを掲載。



ガスの省エネメニュー

ガスの省エネにもご協力ください。

ガスの省エネメニュー		省エネ効果※ (削減率)
給湯・お風呂	お湯の出し過ぎに注意しましょう。シャワーの時間を短くすることも省エネに効果的です。 (右記の省エネ効果は、45°Cの湯を流す時間を1分間短縮した場合の数値)	1.9%
	追い焚きが必要ないように、入浴は間隔を空けずに入りましょう。 (右記の数値は、2時間の放置により4.5°C低下した湯(200ℓ)を毎日追い炊きする場合の数値)	5.6%
調理	炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整しましょう。 (右記の数値は、1日3回、水1ℓ(20°C程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合の数値)	0.3%
	お皿を洗うときの温度を下げましょう。 (右記の数値は、洗う時の水の温度を2°C下げた場合の数値)	0.6%
	鍋に火をかけるときにはふたをしましょう。	-

※ 省エネ効果は自立循環型住宅設計ガイドライン設定モデル住宅(一般モデル)を用いた東京での年間のガス消費量の推計値を元に算出した値です。地域・気候条件によって省エネ効果は変動します。

1. 供給対策
2. 需要対策
3. **中期的な対策・検討課題**

中期的な対策・課題等の検討等

- 中期課題については、本年3月に示した「今後のガス政策の在り方を巡る論点」をガスWGにおいて検討する中で議論するとともに、予算事業等による取り組みにも反映する。

中期的な対策・課題等

(1) 需給ひっ迫に備えた調達・在庫等のあり方の検討
都市ガス用LNG確保の観点から、共同調達を含むLNG調達のあり方、在庫のあり方、事前の追加的な調達を可能とする仕組み、需要側での柔軟な調整を可能とする仕組み等の検討を行う

(2) 合成メタン・バイオガス・水素等の導入促進
カーボンニュートラルという政策目標に加えて、エネルギーの安定供給という観点からも、代替ガスの導入促進を推進することが重要。

(3) 省エネルギー等の推進
再生可能エネルギーや熱の有効利用、省エネルギー推進を通じて、社会全体でのLNG消費量そのものを抑制する取組を推進する。

(4) 小売競争政策等への需給対策の視点の反映
今後、小売競争の活性化や供給ネットワーク政策を検討する際には、都市ガスの安定供給や需給対策の視点も踏まえた議論を行うことが重要。

今後のガス政策の在り方を巡る論点について

1. 国際的なLNGを取り巻く情勢の変化への対応

◆ LNGを取り巻く国際情勢の変化を踏まえた持続的なガス事業と需要家保護（LNGの開発・調達、小売自由化を踏まえたガス料金の在り方）

2. カーボンニュートラルの実現に向けたガス制度整備

◆ エネルギー基本計画等を踏まえた制度改正に向けた動き（高度化法・省エネ法等）と水素や合成メタン等の新しいガス体エネルギーの利用を後押しする制度整備（合成メタン利用時のCO₂排出の扱い等）

3. 大手三社の導管部門の法的分離等による環境変化

◆ 法的分離等の環境変化を踏まえた、レジリエンスを含むガス供給ネットワーク・ガス供給事業の在り方

4. ガス小売競争の活性化

◆ 卸売参入や代理・取次の拡大による事業競争促進の状況の評価、それを踏まえた需要家の利益・選択肢の拡大の在り方

5. 地域エネルギー供給等の主役たる地方ガス事業者

◆ バイオガス等の地域エネルギーの地産地消、電気・LPガス等を含むエネルギー・サービスの供給、地方自治体と連携した地域課題解決等